

令和 8 年 2 月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

令和 8 年 2 月 結城市教育委員会定例会

- 日 時 令和 8 年 2 月 2 5 日（水曜日）
- 場 所 結城市役所 4 階 大会議室 1
- 出席委員 黒田光浩教育長
岩崎勤委員
赤木信之委員
田中昌希委員
- 欠席委員 中村義明委員（教育長職務代理者）
- 教育委員会事務局
教育部長 大木博
学校教育課長 福井恵一、指導課長 湯本勝洋、
生涯学習課長 斉藤高司、スポーツ振興課長 仁見剛、
給食センター所長 野村精二、
学校教育課課長補佐兼小学校新設推進係長 和泉田真、
学校教育課学務係長 山口明良

1 付議案件

- （１）議案第 3 1 号 結城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- （２）議案第 3 2 号 結城市立学校給食センターの給食費に関する規則の一部改正について
- （３）議案第 3 3 号 結城市立学校給食センターの設置及び管理に関する規則の一部改正について
- （４）議案第 3 4 号 結城市立学校給食センターの施設見学及び学校給食の試食に関する要項の制定について

2 報告事項

- （１）報告第 1 8 号 教育長報告について
- （２）報告第 1 9 号 令和 8 年度行政組織・機構改革について

午後 1 時 3 0 分 開 会

事務局

本日、中村委員は欠席ということでご連絡が入っておりますので、あらかじめご報告のほうさせていただきます。

それでは、定刻前ではございますけれども、おそろいになりましたので、定例会のほうを始めさせていただきたいと思います。

初めに、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、事前に配付させていただきました令和 8 年 2 月結城市教育委員会定例会の資料一式となっております。

なお、封筒の中に卒業式のご案内状も同封させていただきました。こちらも含めて抜け漏れ等はございませんでしょうか。

(発言する者なし)

事務局

続きまして、本日は傍聴の方、お申込みを受け付けておりませんので、ご報告をさせていただきます。

それでは、ただいまから定例会を始めさせていただきます。

黒田教育長より開会宣言をお願いいたします。

教育長

本日の出席委員は 3 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 8 年 2 月教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、定例会の議事録署名人を指定いたします。田中委員にお願いします。よろしくお願いします。

それでは、これより議案の審議に入ります。

本日の議案は 4 件です。

初めに、議案第 3 1 号 結城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、事務局から説明をお願いします。

◎議案第 3 1 号 結城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

事務局

それでは、資料 1 ページをご覧ください。

議案第 3 1 号 結城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

上記議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

それでは、結城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料 3 ページと 4 ページをご覧ください。

本件は、学校薬剤師の報酬額について、学校薬剤師に求められる専門的業務が増大・高度化する中、報酬額の適正化を図ることで専門知識を有する人材の安定的な確保と県内自治体との報酬の確保を是正するため、改正するものでございます。

改正内容は、学校薬剤師の報酬を年額 4 万 8, 0 0 0 円から年額 7 万 6,

０００円に見直すものでございます。

改正する理由は、学校薬剤師の報酬額は自治体により異なりますが、本市の報酬額である年額４万８，０００円は、県内平均額を大きく下回っている状況でございます。また、最低賃金の上昇が続く中、本市では、確認できる限り、平成１６年以降、学校薬剤師の報酬額が変わっていない状況でございます。

このような状況の中、学校薬剤師には年２回の学校環境衛生検査に加え、平成２１年からは健康相談、保健指導にも従事していただいております。具体的には、児童生徒に対する薬に関する指導、学校での講演会の講師、教職員へのアレルギー対応の研修・指導等の業務を担うなど、業務量が増加している状況でございます。

これらを踏まえ、学校薬剤師の報酬を県内自治体の平均額と同等程度で、業務内容が類似する保健衛生嘱託医報酬日額と同額の１万９，０００円を基準額として、所定の勤務日数４日に乗じた年額７万６，０００円に引き上げるものでございます。

なお、本条例改正は、令和８年第１回市議会定例会へ上程させていただき、８年度当初予算に合わせてご審議いただく予定でございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

ただいま説明のありました議案第３１号について、ご質問等ございましたらお願いします。

赤木委員。

赤木委員

今、担当のほうからお話いただいたんですが、茨城県の平均を大幅に下回っている。平均というのが大体７万五、六千円というところなんですか。

教育長

事務局。

事務局

赤木委員の質問にお答えします。

茨城県の平均額はおおよそ７万４，０００円程度になってございます。

教育長

これは、例えば学校の薬剤師さんから、要望等ありましたか。

事務局

学校薬剤師会さんのほうから毎年要望書ということで、増額の要望書が届いている状況でございます。

教育長

ありがとうございます。

赤木委員

これ、専門的な業務が拡大・高度化するというふうな表記があるんですが、実際に消毒検査とか、プールが始まれば、それに対する薬剤の検査とか、あとはどういうことをやられているんですか、薬剤師さん。

教育長

事務局。

事務局

学校衛生環境検査ということで、主に空気環境、いわゆるＣＯ₂だったり、ホルムアルデヒド、あと、害虫のダニ等、もちろん、水質ということで飲用水、プールの水等の検査等々を行っていただいて、それ以外にもアレルギー対応の先生に対する研修であったり、児童生徒に対する薬物の研修であったり、そういった形の講習をやっていたり、専門的な職務

のほうに従事していただいているところでございます。

赤木委員

ありがとうございました。

教育長

野村所長、給食センターのほうでも会議に出てもらっていませんでしたか。学校薬剤師さんはいなかったでしたか。

給食センター所長

薬剤師の先生には審議委員さんとして。

教育長

給食センター審議委員としても参加していただいていますよね。

給食センター所長

そうですね。年2回、参加していただいています。

教育長

ということなので、薬剤師さんは本当に親身になって学校のためにいろんな細かいところもアドバイスしてくださっていて、学校としては物すごく助かっているというような、そんな感じをずっと受けていました。給食センターの審議委員会とか、学校の保健安全会議とか、いろんなところに必ず出ていただく。そんな感じで一番頻繁に学校のことを考えてくださっているのは学校薬剤師さんなのかなんていう感じは受けています。

ほか、いかがですか。

(発言する者なし)

教育長

よろしいですか。

では、ご質問がなければ、議案第31号についてお諮りいたします。

議案第31号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。

挙手多数。それでは、議案第31号については原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第32号 結城市立学校給食センターの給食費に関する規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

◎議案第32号 結城市立学校給食センターの給食費に関する規則の一部改正について

事務局

それでは、資料のほう5ページをご覧ください。

議案第32号 結城市立学校給食センターの給食費に関する規則の一部改正について。

上記議案を提出する。

令和8年2月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

主な改正内容を順次補足説明します。

6ページ目が改正分で、7ページ目に本案の新旧対照表ございますので、そちらをご覧ください。

左側が改正案です。

第2条にアンダーラインが引いてありますが、給食申込みに関する規定を追加いたしました。これは今までなかったものを追加したものでございます。現在行っている手続を明文化したものでございます。

続いて、第3条の給食費の引上げ改定につきましては、こちらは平成26年に消費税が5%から8%に引き上げられた際に、一律150円の値上げ改定をして以来、ずっと据え置いてきました。今回、食材価格の近年の高騰、以前からの実勢価格との乖離が著しく、給食費の引上げ改定を行い、給食提供にかかる経費の可視化を図るもので、令和8年度から制度化される小学校の学校給食費用支援による給食費無償化を踏まえ、子育て世帯の経済的負担軽減効果を明確に示すものです。

また、8ページの2行目ですが、試食にかかる料金を定める規定の追加につきましては、第2条に追加いたしました。試食申込みに関連する規定の追加となります。

先ほど追加しました第2条の中に、試食を希望する際に申込み手続を明文化しておりますので、それに対応した料金の設定となっております。

最後に、小学校児童は給食費軽減交付金、中学校生徒は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、さらに、不足については一般財源を充て、給食費無償化を実施する旨を改めて付則に規定いたしました。そちらが8ページの中ほどのところになりまして、学校給食費用特例という形で、小学生と中学生については給食費を徴収しないと規定してございます。

また、令和8年度予算が関係するため、結城市議会において議決を有することを申し添えさせていただきます。

こちらにつきましては、今回は給食センターから32から34号まで3件の上程議案がありますが、今月16日に開催されました令和7年度第2回の結城市学校給食センター運営審議会にて承認済みでございます。

以上、議案第32号の説明となります。ご審議のほどよろしく願います。

教育長 ありがとうございます。ただいま説明のありました議案第32号について、ご質問等ございましたらお願いします。

岩崎委員。

岩崎委員 今回の改正についてなんですが、給食の提供を申し込むということと、それから、試食というのは試しに食べてみるということなのかなと思うんですが、こういう規定を盛り込んだということは、外国籍のお子さんの食生活というか食文化の関係でということも関係しているのでしょうか。それとも、全くそれとは別にあれなんですか。

教育長 野村所長。

給食センター所長 岩崎委員の質問にお答えいたします。

 こちら、あえて今回、規則に入れさせていただいたのは、外国籍の方とは特には、分かりやすくしたいということで入れさせていただきました。

岩崎委員 そうですか。分かりました。

 今までは小学校や中学校も当たり前のように入れば提供されるものだと思っていたものを、やはりきちんとこういうふうに手続をして、保護者のほうにもきちんとした認識の上でいてほしいという部分なんですか。

教育長 野村所長。

給食センター所長 そうですね。今まで様式とか、学校給食センターでもその辺は共通理解で分かっていたことなのですが、全体として誰でも分かりやすく管理しておけば、今後、分かりやすいということでさせていただきました。

岩崎委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 赤木委員。

赤木委員 今、所長さんのお話で大体は見えてきたんですが、6ページの下から4行の部分、令和8年度における学校給食費の特例とありますよね。これについては4月から始まる給食費の抜本的な負担軽減でしたか、国のほうでやる。それを受けてのことなんですか。

教育長 野村所長。

給食センター所長 赤木委員のご質問にお答えします。

こちら、令和8年度における学校給食費特例ということで設けさせていただきました。こちらにつきましては、令和8年度4月から国の制度が、小学生は給食費支援交付金ということで、こちらのほうが8年度は担保されるということで、今回、当初予算のほうにもこういったもの出させていただいて、中学校につきましても、こちらは物価高騰対応の臨時交付金がありまして、それも令和8年度ということで。

赤木委員 令和8年度に中学校も結城市はやるということ。

給食センター所長 そうですね。予定で。

赤木委員 国のほうは小学校だけでしょう、最初は。

給食センター所長 国のほうは公立の小学生……

赤木委員 結城市では頑張って中学生も無償にするということですよ。ありがとうございました。

教育長 結果的に、小中学生は無償ということでよろしいんですよ。

給食センター所長 そうですね。令和8年度につきましては無償だということで進めていきたいと考えております。

赤木委員 この近隣でも。

給食センター所長 そうですね。

赤木委員 二、三年前から無償でやっていますよね。

教育長 所長、どうぞ。

給食センター所長 赤木委員の質問にお答えします。

確かに、近隣、特に県西地域は無償化が進んでおりまして、早いほうだと、二、三年前から小中学生の無償化でやって、コロナ交付金とか一時的に無償化したことはありますけれども。

赤木委員 あくまでも、やっぱり期限のある措置なんですか。

給食センター所長 今の分かる範囲では、今のところは令和8年度で、国におきましても、今後、中学生につきましても速やかに検討していきたいとはありますけれども、いつからとは、まだ明確には示されておられません。

赤木委員 分かりました。

教育長 田中委員さん。

田中委員 食材費高騰、ずっと近年している中、値上げせずにいただいております。かつ、あとは、8年度は無償化ということで、とてもありがたいです。

ただ、8年度はというのが、また9年度徴収というのは、多分1回無償化すると、もうきつとずっとというのは、そうしていただけると助かります。

教育長 ぜひそうなるといいですね。

田中委員 はい。していただけるとありがたいです。

教育長 野村所長、この値上げで一番ショックを受けるのは学校の先生ですね。

給食センター所長 確かに教育長のおっしゃるとおり、今回は8年度から無償化、児童生徒さん無償化ということになります。実際のかかっている給食費も県内でも調査がありまして、その金額、当市、結城につきましても毎年、物価高騰指数上がって、まだこれからどうなるか、上がるだろうと言われていますが、どうなるのか分かりません。先が見えない状態ですが、今の時点の給食費単価ということで、今回の金額で、一番影響を受けるのは教職員の方たちです。実際の給食費の食材についての単価となっておりますので、その辺はご了解していただければと思います。

教育長 赤木委員。

赤木委員 ちょっと参考までにお伺いしたいんですが、上のほうの文章は値上げをするという文章ですね。4, 250円を5, 580円に改め、4, 650円を6, 370円、小学校、中学校ということですね。何でこういう文をつけるんですか。これはやっぱり必要なんですか。

教育長 どうぞ。

給食センター所長 赤木委員のご質問にお答えします。

給食につかましては、見える化したほうがいいんじゃないかということで、実際にかかる食材の単価につかまして、こちらの小学生と中学生を。

赤木委員 明確にするという意味で、小学校は幾らなんですよ、中学校は幾らなんですよという。

給食センター所長 そうですね。今までそういった文面がなかったものですから、市がどれだけ負担しているかということが見えなかった。それをこちらに、この分が年額費が軽減されているんですよということで、保護者の方にはご理解していただければということで、そういう意味です。

赤木委員 ありがとうございます。

今、実質幾らぐらい、1食当たりどのぐらい負担してもらっているの。

給食センター所長 そうですね、今1食、小学生が316円、中学生と先生方は同じなんです、360円ぐらい。

赤木委員 それは市の予算から負担していただいている。

給食センター所長 そうですね。その中の、そうするとこちらの金額になるんですけれども、そこから今の単価を差し引いた差額分は市が負担していたということで、ということになります。

赤木委員 分かりました。
教育長 よろしいですか。
赤木委員 はい。
教育長 ありがとうございます。
では、議案第３２号についてお諮りさせていただきます。
議案第３２号について原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙
手願います。
(賛成者挙手)
教育長 ありがとうございます。
挙手多数。それでは、議案第３２号については原案のとおり決定いたし
ます。
続きまして、議案第３３号 結城市立学校給食センターの設置及び管理
に関する規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

**◎議案第３３号 結城市立学校給食センターの設置及び管理に関する規則の一部改正
について**

事務局 続きまして、資料の９ページをご覧ください。
議案第３３号 結城市立学校給食センターの設置及び管理に関する規則
の一部改正について。
上記議案を提出する。
令和８年２月２５日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。
資料のほう、１０ページ目が改正文になっておりまして、１１ページの
横版の新旧対照表をご覧ください。
こちらのアンダーラインが引いてある委員会の委員の定数を１５人以内
から１０人以内としまして明記させてございます。区分、性質ごとに定め
て人数を削除するものでございます。前期委員の任期が、今回、今年の３
月末日に満了しますので、改正時に学校長からの選出を１人にしたいと考
えてございます。
以上、議案第３３号の説明となります。ご審議のほどよろしく願い
いたします。

教育長 ありがとうございます。
説明のありました議案第３３号について、ご質問等ございましたら願
いします。

岩崎委員 岩崎委員。
委員の数を１５人から１０人に減らすといった主な理由。
教育長 所長。

給食センター所長 岩崎委員のご質問にお答えします。
現在の規則ですと１５名以内ということになっておりまして、実際、今
の委員さんは１１名になっております。今回、学校職員の業務負担軽減と
いうことを目的としまして、学校長の区分の中を２名から１名ということ

にしたいと考えております。

教育長 岩崎委員、いかがですか。

岩崎委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 ほか、いかがですか。

これは、野村所長、現行と改正案と2つあるんですけれども、この右側の現行の2人、2人、1人、2人、4人、4人というのを、左側の改正案として何人にするかというのは、まだ分かっていない。

給食センター所長 人数だけで特に定めはしないということになっております。

教育長 田中委員。

田中委員 でも、1人以上は入る感じですね。1人以上は。

教育長 最低1人は、この右に書いてある数字の最低1人は入れなきゃいけないとか、そういうことはあるんですか。

給食センター所長 はい。最低1名は入る形になります。

教育長 15人は、意外とそれが15人で機能するかといたら、それもちよつと何回か出ささせていただきましたけれども、申し訳ないなという感じもあったものですから。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

教育長 では、議案第33号についてお諮りいたします。

原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。

挙手多数。それでは、議案第33号については原案のとおり決定いたします。

ありがとうございました。

続きまして、議案第34号 結城市立学校給食センターの施設見学及び学校給食の試食に関する要項の制定について、事務局から説明をお願いします。

◎議案第34号 結城市立学校給食センターの施設見学及び学校給食の試食に関する要項の制定について

事務局 続きまして、12ページをご覧ください。

議案第34号 結城市立学校給食センターの施設見学及び学校給食の試食に関する要項の制定について。

上記議案を提出する。

令和8年2月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

資料13ページの告示文をご覧ください。

これは、現在、給食センターの見学に合わせ、試食会を希望する団体の

受入れを実施しておりますが、実務上の内的なもので運用を行っているため、今回明文化するものでございます。

要項第1条に規定した児童生徒、その保護者及び地域住民等が学校給食の趣旨等について理解を深め、学校給食をさらに充実させることにより、未来を担う児童生徒の心身の健全な発達に寄与することを目的といたしました。

給食センターの2階には研修室、調理室を備えてあります。また、調理場や洗浄室をガラス越しに見学できるよう、見学受入れを前提とした構造となっております。

今回の要項制定を機に、本市公式ホームページ等に掲載しまして、給食センター見学の機会を広げ、安全安心な給食としておいしい給食を提供するため、給食センターの取組、また、学校における食に関する指導を通じ、食育推進の一端を担っていくことについて理解を深めていけたらとともに、給食センターへの信頼を高めることができればと考えております。以上、議案第34号の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

ただいま説明のありました議案第34号について、ご質問等ございましたらお願いします。

赤木委員。

赤木委員

給食センターの見学というのは、結構、今までも平日等に何件かあるんですか、年間。

教育長

野村所長、お願いします。

給食センター所長

赤木委員のご質問にお答えします。

これまで、コロナ禍だったときにはなかったんですが、今もまた戻ってきました、コロナ前も大体年間5件ぐらいで、大体、学校さんの学級、保護者さんの家庭教育学級とか、あとは社協さんところと大学さんとか。

赤木委員

いついつこういう見学会、試食会をやりますよというアピールじゃなくて、認可を行って上がってきたものを受け入れる。

給食センター所長

そうですね。団体さんのほうから、いつ見学したいということを自然に受付側でしていたものですから、その様式を決めたり、何日前とか10人以上とかということになってはいますけれども。

教育長

じゃ、そのときに試食もできると。

給食センター所長

そうですね。試食をしますか、しませんかということを選択していただいて、試食するときにはあらかじめ材料をたくさん、給食を作る形で提供してやっていただく形にはなりますが。

赤木委員

分かりました。

教育長

岩崎委員。

岩崎委員

以前、教育委員会でもセンターで見学して、あそこで定例会までやったかどうかはちょっとあれなんですけれども、行ってやっていたと思うんですけれども、コロナがあって、それは中断したんだと思うんですけれども、

我々もそういうところをちょっと見せていただけると、保護者の方からいろいろ聞かれたときに答えられるのかなというふうに思うので、もしそういうことが検討できるのであれば、ちょっと考えていただければ。

教育長

そうですね。ぜひ検討していただければありがたいですね。

野村所長。

給食センター所長

そうですね。センターを開放して、実際の給食を作っているところ、衛生管理と徹底された調理環境を見ていただければということ。

今までも、議員さんに来ていただいたり、この申込書はやっていすけれども、そういったときには対応していきたいと。ただ、センターでも行事とか重なっている場合は、前もってちょっとできる日程についてこちらから提案させていただきますけれども、そういったのをご協力いただければよろしいかなと思っております。

教育長

岩崎委員さんとか田中委員さんは中入ったことありますか。

田中委員

私、去年の夏休みは、あれは給食センター主催の「しらべ隊」で、実際、親子で。

岩崎委員

私は教育委員になって、やっぱり見学する機会があつて。

教育長

せっかく、またあの頃とも変わっているでしょうから、ぜひ企画していただければ。

田中委員

実際、本当に皆さん、調理の方いろいろ詳しく教えてくださって、実際、野菜を子供たちも洗ったりして、試食までして、すごいいい一日になったので、そういうことも、やっぱりこういう要項という形で、しっかり目に見える形でまとまってやると、最近、食育とか本当に重要視されているので、いいことだと思います。

教育長

ぜひ、これは野村所長さんとか給食センターとは関係ないかもしれないんですけども、私の個人的な要望としてテーブルマナーやりたいんですよ。特に小学校のうちに。中学校の家庭教育学級だったら、さしま少年自然の家、30人ぐらいだったらできたんですよ。やっぱり小学校の最低5、6年生で基本的なことを身につけさせてやりたいんですよ。そういう機会がない子にとっては。

なので、100人分フォークとナイフを作ってくれとか、何かできる範囲のところ。あとは、30人とか40人ぐらいで、1クラスずつだったら用意できるとか、そういうのを、やっぱり結城市の文化の質というのをそういう面でも高めてもらいたいななんて、ちょっと私は思っています。私の希望です。失礼しました。

何かありますか、所長。

給食センター所長

食育の、食に関する授業、栄養教諭が2名おりますけれども、確かに教育長おっしゃるとおりマナーについて、確か小学校低学年、多分、最初のさわりのところなら、多分少しあったかなとは思いますが、最初が大切ですから、小さいうちから身につけてもらいたいと思います。

教育長

ぜひ。ありがとうございました。

では、議案第34号についてお諮りしたいと思います。

議案第34号について原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。

挙手多数。では、議案第34号については原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第18号 教育長報告について、私から報告させていただきます。

◎報告第18号 教育長報告について

教育長

資料の17ページをご覧ください。

報告第18号 教育長報告について。

上記のことについて別記のとおり報告する。

令和8年2月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

18ページをご覧ください。

簡単に説明させていただきます。

1番、令和7年度市内中学生進路出願状況についてということで、2月18日に決定しております。いよいよ明日、茨城県立の入試になっております。ご覧のとおりです。括弧の中は昨年度のものになっていますが、特に結城中215ではなくて、括弧を全部プラスすると217になっています。これは括弧の中が昨年度の、215というのは決定数で、志願した状況では、例えば国立高専と県立高校は、茨城県立は併願できますので、そういうのを含めると217になっているということで、合っていないということで、ほかは多分合っていると思います。そういうような形になっていて、自分でそう感じるのは、通信制がやっぱり多くなっているのかなということがあります。

続きまして、茨城県立のこれからの予定について下を書いてあります。栃木県立と書いてありますが、特色内定、上の表にもありますけれども、内定は内数に含まれております。あとは、栃木県は3月5日、一般学力入試で、合格発表が、栃木県、茨城県、どちらも3月11日水曜日、なので、茨城県の卒業式は3月10日火曜日ということになります。

先ほど、指導主事に調べてもらったんですけども、来年度から栃木県も二次募集、栃木県は二次募集と言わないで再受験ということで、再受験がいよいよ栃木県も実施されるということで、栃木県も、今年は3月5日で、茨城県は明日2月26日なんですけれども、来年度の栃木県の一般入試は茨城よりも早くなって2月24日で、来年度の茨城は2月26日金曜日になりますけれども、そういうことで、茨城県の発表が3月11日、栃木県が3月12日なので、今年と同じように3月10日が卒業式になると思うんですけども、前にあったように、栃木県のほうの卒業式が早くて、合格発表が学校に行っているうちということにはならない、そういう感じ

になります。来年からちょっと変わるということをお伝えさせていただきます。

2番、行事等について、そちらのほうに書かせていただきました。これから関係する行事について、そちらのようになっております。間違いがあったら、後で訂正をお願いします。

教育委員会の機構改革は、この後の報告であるかと思います。

一番下のほうで、令和8年結城市議会第1回定例会ということで、明日から3月18日までの期間で行われます。議会については年度ではなくて暦でありますので、3月議会が第1回定例会ということになります。

一般質問8人8件、主なものをそちらのほうに書かせていただきました。

3月は予算特別委員会というのが入っています。常任委員会があつて、3月18日に閉会というふうになります。

簡単に説明させていただきました。何かご質問等ございましたらお願いします。

赤木委員。

赤木委員 さっき教育長の話で、栃木県でも再試験やるということは、定員に足りていないんですか、希望者が。

教育長 その辺ちょっと分からないんですけども。
どうぞ。

事務局 やはり授業料の無償化に伴って、私学に流れている割合が非常に多くなっているというのかもしれないです。

赤木委員 ただ、私学のほうだってそんなに余るほど来ているわけではないでしょうし、やっぱりそれだけ生徒数が減少しているというあれが大きいんですか。

事務局 それもあるんだと思うんですね。

赤木委員 今まで栃木県が定員割れするなんて聞いたことないですよ。

教育長 そうですよ。

赤木委員 すみません。さっきもちょっと話題に出ていましたけれども、通信制高等学校が、これは実際に生徒、保護者が見つけてきて、そこを希望しているわけですか。ここへ向かう子供たち。

教育長 分かる範囲で。

事務局 どちらかというと、通信制の学校もPR活動というか、活動しているところもあるのかなと思うのと、あとは、やはり不登校ぎみの子だったり、不登校の子がやっぱりなかなか行ける窓口というか、多分、本人の希望のほうで、やっぱり今スマホだったりネットとかでいろんな情報入るので、保護者より多分子供たちのほうがそういう情報を得て、多分いろんな学校を選択している。あとは自分にどの学校が向いているのかなとか、意外にここ最近話聞くのは、スクーリングあるじゃないですか。大体、通信制は夏休みあたりにまとまってスクーリング行ったりとか、結構学校にいっぱい行かなくちゃならないという通信制もあるし、ほとんどフェイス・

トゥ・フェイスでやったりしないという学校もあったりするので、そういうところで子供たちはもしかすると選択して、スクーリングとかなるべく行かない学校のほうがいいのかとか、そういうのは子供たちのほうが多分相当情報得て選んでいるという話は、各学校からは情報としてはいただいているんですけれども。

教育長
岩崎委員

岩崎委員。
この通信制の学校についてなんですが、一番最初、結城市で希望して入った子はもう既に卒業しているんじゃないかと思うんですけれども、なかなか不登校の子というのは、そういう時間的な管理とか、そういう担任の先生がいて対面でというのが、そういう場合には行かなくちゃとかというのがあるけれども、自宅ということは、自分で全て時間とか管理していかなくちゃならない。そういう中で、最初に入った子は果たしてちゃんと卒業できたんだろうか、その後どうなったんだろうかというのは、すごく気になる場所なんですけれども、そういった情報は入っては。

教育長
事務局

何か事例分かりますか。
本来であれば、その子供たちがどうなったかというのを、やっぱり丁寧に追っていく必要があるのかなと最近は感じています。割合的なところも多くなっているのと、これだけやっぱりたくさん通信制あるとなれば、やっぱりある程度はどういう通信制がいいのかとか、子供たちが選ぶにしても、結城に関しては、ちょっとそういう事例は今のところないのかなと。調べてはいないので具体的なことは言えないんですけれども。

教育長

ありがとうございました。
では、報告第18号についてはこれで終了させていただきます。
ありがとうございました。
では、報告第19号 令和8年度行政組織・機構改革について、事務局から説明をお願いします。

◎報告第19号 令和8年度行政組織・機構改革について

事務局

報告第19号についてご説明させていただきます。
19ページをご覧ください。
令和8年度行政組織・機構改革について。
上記のことについて別記のとおり報告する。
令和8年2月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。
資料の1と書いてあるページをご覧ください。
こちら、令和8年度行政組織・機構改革の基本方針でございます。こちらにつきましては、1月19日に庁議決定されておりました、4月1日から施行される予定でございます。
内容でございますが、1、基本方針のところに、行政組織・機構の見直しの趣旨や考え方を記載させていただいております。
そして、2ページ目、次のページ、こちらが具体的な機構改革の内容で

ございます。令和8年度につきましては、教育委員会で2件変更がございました。

1点目が、学校教育課の小学校新設推進係を教育政策推進係に変更するものでございます。内容につきましては、結城南中学校区新設小学校の整備を含めた市全体の小中学校再編の調査・検討を加速させ、併せて、特色ある教育施策の構築、推進を図るため、小学校新設推進係から教育政策推進係に変更させていただくものでございます。

2点目が、指導課の課名及び係名の変更でございます。指導課を教育支援課、指導係を教育支援係に変更させていただきます。内容につきましては、保護者や市民に業務をより分かりやすくイメージしてもらい、学務指導のみならず、生徒自ら学ぶ姿勢の支援を強く打ち出すため、課名を教育支援課へ変更する。また、それに伴い、係名を指導係から教育支援係へ変更させていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

説明について何かご質問等ございましたらお願いします。

赤木委員。

赤木委員

ちょっと分からないので教えていただきたいんですが、この表の中にある行政需要の変化への対応とあるんです。この行政需要の変化というのは、どういうふうに捉えればいいんですか。

教育長

福井課長。

学校教育課長

こちら、先ほど説明させていただいた内容が、主に行政需要の変化に対応する説明になるのかなというふうに考えているんですけども、やはり年々というんですか、日々移り変わる市民のニーズなんかに対応していくために、柔軟にこういった組織を変えていこうという中でございまして。

赤木委員

分かりました。ありがとうございました。

教育長

田中委員。

田中委員

この係名とか名称変更というのは、もう決定ですか。

この小学校新設推進係というのを教育政策推進係というふうにするということで、これは決定なんですか。

教育長

福井課長。

学校教育課長

こちらにつきましては、決定事項として4月1日には変更になるものでございます。

教育政策推進係という名前にした理由でございますけれども、現在の小学校新設推進係というのは、ご存じのとおり、南中学校区新設小学校を建設するという大きな目標のために、それに特化したような係であったんですけれども、今後はその南中学校区の新設小学校の推進も含めてなんですけれども、ほかの結城中学校区、東中学校区の適正規模化も進めていかなければいけない。時には、必ずしも新しい小学校をつくるだけではないと考えておりますので、そういったおおきい枠組みの中でこういった事業を

進めていくために、小学校推進という限定的な名称よりも、広くそういった事業を取り扱える係にしたいということで、変更のほうをさせていただくものでございます。よろしくお願いします。

田中委員
教育長
田中委員
教育長

分かりました。

田中委員、大丈夫ですか。

大丈夫です。

ありがとうございました。

よろしいですか。

では、報告第19号について終了いたします。ありがとうございました。

では、そのほかについて何かございましたらお願いします。

◎その他

学校教育課長

それでは、今後の予定についてご報告させていただきます。

3月につきましては、12日に臨時会を予定させていただいております。
3時半から会議室301で予定をしております。

また、3月の定例会は25日、1時半から大会議室1で開催させていただきます。

年度が変わりまして、4月につきましては、4月24日に1時半から定例会を開催させていただく予定でございます。

以上でございます。

教育長

そのほかありますか。

仁見課長。

スポーツ振興課長

シルクカップでは大変お世話になりました。

大会当日は、ランナーにとってはちょっと暑いぐらいの陽気でした、傷病者等もなく、無事終了しました。報告させていただきます。ありがとうございました。

教育長

お疲れさまでした。

全部で何人来たんだって。

スポーツ振興課長

エントリー数が1,879人のところ、出走者が1,661人ということです。

教育長

ありがとうございました。

ほか、ありますでしょうか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

では、以上で教育委員会2月定例会を終了いたします。

午後 2 時 5 0 分 閉 会

上議事録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員